

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾

許可の年月日 令和 5年11月 5日  
許可の有効年月日 令和10年11月 4日



禁複写

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、  
がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類（下記2のとおり積替え・保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う  
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所①

| 所在地                   | 長崎県大村市富の原二丁目921番、923番2、927番1、933番 |       |        |       |                |                |
|-----------------------|-----------------------------------|-------|--------|-------|----------------|----------------|
| 産業廃棄物の種類              |                                   | 面積    | 保管上限   | 積上上限高 | その他            |                |
| 汚泥                    |                                   | 60.0㎡ | 120.0㎡ | -     | 屋内保管<br>(容器使用) |                |
| 廃油                    |                                   | 10.0㎡ | 9.6㎡   |       | 屋外保管<br>(容器使用) |                |
| 廃プラスチック類              |                                   | 32.0㎡ | 21.0㎡  |       |                |                |
| 燃え殻                   |                                   | 14.7㎡ | 23.5㎡  |       |                | 屋内保管<br>(容器使用) |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず |                                   |       |        |       |                |                |
| 鉋さい                   |                                   |       |        |       |                |                |
| がれき類                  |                                   |       |        |       |                |                |
| ばいじん                  |                                   |       |        |       |                |                |

(石綿含有産業廃棄物を含む。)  
(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(裏面へつづく)

## 積替え保管場所②

| 所在地         | 長崎県大村市富の原二丁目929番1 |       |       |                |
|-------------|-------------------|-------|-------|----------------|
| 産業廃棄物の種類    | 面積                | 保管上限  | 積上上限高 | その他            |
| 燃え殻         | 0.630㎡            | 0.84㎡ | -     | 屋内保管<br>(容器使用) |
| 汚泥          | 0.630㎡            | 0.84㎡ |       |                |
| 廃酸          | 0.315㎡            | 0.42㎡ |       |                |
| 廃アルカリ       | 0.315㎡            | 0.42㎡ |       |                |
| 鉱さい         | 0.630㎡            | 0.84㎡ |       |                |
| ばいじん        | 0.945㎡            | 1.26㎡ |       |                |
| 水銀使用製品産業廃棄物 | 0.945㎡            | 1.26㎡ |       |                |

(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(水銀含有ばいじん等を含む。)

禁複写

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年11月 5日 新規許可  
 平成 5年11月 5日 更新許可  
 平成10年11月 5日 更新許可  
 平成15年11月 5日 更新許可  
 平成18年 1月 4日 市町村合併に伴い「積替え保管」に係る一部の許可を長崎市に移管  
 平成20年11月 5日 更新許可  
 平成25年11月 5日 更新許可  
 平成30年11月 5日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無 有

長崎市 許可番号 07912002439

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号07912002439号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社 矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

許 可 の 年 月 日 令和 5年11月 5日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年11月 4日



禁複写

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類については自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銲さい、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、廃油、がれき類、（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類（積替え、保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許 可 の 条 件

4. 許可の更新又は変更の状況

|             |                                |             |      |
|-------------|--------------------------------|-------------|------|
| 昭和62年12月26日 | 新規許可                           | 平成 5年11月 5日 | 更新許可 |
| 平成10年11月 5日 | 更新許可                           | 平成15年11月 5日 | 更新許可 |
| 平成18年 1月 4日 | 合併に伴う変更（積替え保管行為の追加）            |             |      |
| 平成20年11月 5日 | 更新許可                           | 平成25年11月 5日 | 更新許可 |
| 平成29年 9月26日 | 変更届出（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等明記） |             |      |
| 平成30年11月 5日 | 更新許可                           |             |      |
| 令和 2年11月16日 | 変更届出（水銀使用製品産業廃棄物表記変更）          |             |      |
| 令和 5年11月 5日 | 更新許可                           |             |      |

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

|          |                          |                 |        |                                                  |
|----------|--------------------------|-----------------|--------|--------------------------------------------------|
| 所在地      | 長崎市琴海戸根町2949番地1          |                 | 面積 (㎡) | 15                                               |
| 産業廃棄物の種類 | 保管上限<br>( $\text{m}^3$ ) | 最大積上げ<br>高さ (m) | 保管方法   | 備考                                               |
| 燃 え 殻    | 3.0                      | —               | 屋内・容器  | 石綿含有産業廃棄物、<br>水銀使用製品産業廃棄<br>物及び水銀含有ばいじ<br>ん等を除く。 |
| 汚 泥      | 3.0                      | —               | 屋内・容器  |                                                  |
| 廃 油      | 1.8                      | —               | 屋内・容器  |                                                  |
| 鉍 さい     | 3.0                      | —               | 屋内・容器  |                                                  |
| ばいじん     | 3.0                      | —               | 屋内・容器  |                                                  |

|                                                  |                          |                 |        |                                                  |
|--------------------------------------------------|--------------------------|-----------------|--------|--------------------------------------------------|
| 所在地                                              | 長崎市琴海戸根町2934番地1          |                 | 面積 (㎡) | 116.6                                            |
| 産業廃棄物の種類                                         | 保管上限<br>( $\text{m}^3$ ) | 最大積上げ<br>高さ (m) | 保管方法   | 備考                                               |
| 燃 え 殻                                            | 18.0                     | —               | 屋内・容器  | 石綿含有産業廃棄物、<br>水銀使用製品産業廃棄<br>物及び水銀含有ばいじ<br>ん等を除く。 |
| 紙 く ず                                            | 5.0                      | —               | 屋外・容器  |                                                  |
| 木 く ず                                            | 12.0                     | 1.3             | 屋外     |                                                  |
| 金属くず                                             | 12.0                     | 1.3             | 屋外     |                                                  |
| ガラスくず・コンクリー<br>トくず及び陶磁器くず、<br>がれき類 (混合廃棄物)       | 16.8                     | 1.3             | 屋外     |                                                  |
| 廃プラスチック類、ゴム<br>くず、繊維くず (混合廃<br>棄物)               | 19.7                     | 1.3             | 屋外     |                                                  |
| 鉍 さい                                             | 2.0                      | —               | 屋内・容器  |                                                  |
| ばいじん                                             | 2.0                      | —               | 屋内・容器  | 水銀使用製品産業廃棄<br>物及び水銀含有ばいじ<br>ん等を除く。               |
| ガラスくず・コンクリー<br>トくず及び陶磁器くず<br>(石綿含有産業廃棄物<br>を含む。) | 18.0                     | —               | 屋内・容器  |                                                  |

禁複写

以下、余白。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社 矢敷環境保全  
代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日

令和 6年（2024年）3月18日

許可の有効年月日

令和11年（2029年）3月17日



禁複写

### 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、  
鋳さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・  
陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上16種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業 廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年3月18日 更新許可 以下余白

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。  
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起  
することができます。

## 許可の状況

(産業廃棄物収集運搬業)

|         |                   |      |              |
|---------|-------------------|------|--------------|
| 氏 名     | 株式会社矢敷環境保全        | 許可番号 | 04107002439  |
| 住 所     | 長崎県大村市富の原二丁目921番地 | 電話番号 | 0957-55-5333 |
| 事務所の所在地 | 同 上               | 電話番号 | 同 上          |
| 事業場の所在地 | 長崎県大村市富の原二丁目933番  | 電話番号 | 同            |

禁複写

| 許可の内容等 |             |                |                            |
|--------|-------------|----------------|----------------------------|
| 許可等の種類 | 年 月 日       | 許可番号           | 許可等の内容                     |
| 新規許可   | 昭和63年 3月15日 | 佐賀県指令62環第2790号 | 収集運搬業（保管行為を含まない。）          |
| 更新許可   | 平成 6年 3月18日 | 4107002439     | 収集運搬業（積替え・保管を含まない）         |
| 更新許可   | 平成11年 3月18日 |                |                            |
| 更新許可   | 平成16年 3月18日 |                |                            |
| 変更届    | 平成16年12月21日 |                | 住所及び事務所の所在地の変更             |
| 変更届    | 平成17年12月12日 |                | 車両の変更（4台追加）                |
| 変更届    | 平成20年10月14日 |                | 事業場の所在地、政令使用人及び車両（4台廃止）の変更 |
| 更新許可   | 平成21年 3月18日 | 04107002439    |                            |
| 変更届    | 平成25年 9月24日 |                | 車両の変更（5台廃止・2台追加）           |
| 変更届    | 平成26年 3月17日 |                | 車両の変更（1台廃止・1台追加）           |
| 更新許可   | 平成26年 3月18日 |                |                            |
| 変更届    | 平成26年 4月 3日 |                | 車両の変更（1台廃止・1台追加）           |
| 変更届    | 平成26年12月11日 |                | 車両の変更（2台廃止・1台追加）           |
| 変更届    | 平成28年10月 4日 |                | 車両の変更（1台廃止・1台追加）           |
| 変更届    | 平成29年 3月15日 |                | 車両の変更（1台追加）                |
| 変更届    | 平成29年 7月15日 |                | 車両の変更（1台追加）                |
| 変更届    | 平成29年12月 1日 |                | 車両の変更（1台追加）                |
| 変更届    | 平成30年 2月20日 |                | 車両の変更（1台追加）                |
| 変更届    | 平成31年 2月13日 |                | 車両の変更（2台追加）                |
| 更新許可   | 平成31年 3月18日 |                |                            |
| 変更届    | 令和 元年 5月 8日 |                | 車両の変更（1台廃止・1台追加）           |
| 変更届    | 令和 2年 9月28日 |                | 車両の変更（1台追加）                |

## 事業の用に供する施設

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運搬車船 | 長崎88や2194, 長崎88や2316, 長崎100は・956, 長崎100さ・624, 長崎100さ5332, 長崎11せ1601, 長崎88や2456, 長崎800さ・854, 長崎88さ5307, 長崎100さ5331, 長崎100は・704, 長崎100さ6076, 長崎100さ6415, 長崎100は1278, 長崎100は1290, 長崎480け6991, 長崎100さ8560, 長崎100は1529, 長崎100さ9004, 長崎100は1586, 長崎100さ9261, 長崎100は1639, 長崎800は・780, 長崎100は1719, 長崎100す・538 以上25台 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社矢敷環境保全  
代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 10 月 30 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 10 月 29 日

**禁複写**

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（汚泥、廃プラスチック類、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

|                   |                                        |
|-------------------|----------------------------------------|
| 平成 7 年 10 月 30 日  | 更新許可                                   |
| 平成 12 年 10 月 30 日 | 更新許可                                   |
| 平成 17 年 10 月 30 日 | 更新許可                                   |
| 平成 22 年 10 月 30 日 | 更新許可                                   |
| 平成 27 年 10 月 30 日 | 更新許可                                   |
| 平成 29 年 10 月 10 日 | 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記 |
| 令和 2 年 10 月 30 日  | 更新許可 以下余白                              |

（以下裏面に記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

## 5. 積替え許可の有無

有

無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

禁複写

許可番号 第04305002439号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
氏 名 株式会社矢敷環境保全  
代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和5年（2023年）11月22日

許可の有効年月日 令和10年（2028年）11月19日

禁複写

## 1. 事業の範囲

| 取り扱う産業廃棄物の種類<br>(特別管理産業廃棄物を除く) | 積替<br>保管 | ※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの |             |                 |               |
|--------------------------------|----------|----------------------------|-------------|-----------------|---------------|
|                                |          | 石綿含有<br>産業廃棄物              | 自動車等<br>破砕物 | 水銀使用製品<br>産業廃棄物 | 水銀含有<br>ばいじん等 |
| 燃え殻                            | —        | ○                          | —           | —               | ○             |
| 汚泥                             | —        | ○                          |             | —               | ○             |
| 廃油                             | —        | —                          |             | —               | —             |
| 廃酸                             | —        | —                          |             | ○               | —             |
| 廃アルカリ                          | —        | —                          |             | ○               | —             |
| 廃プラスチック類                       | —        | ○                          |             | ○               | —             |
| 紙くず                            | —        | ○                          |             | —               | —             |
| 木くず                            | —        | ○                          |             | —               | —             |
| 繊維くず                           | —        | ○                          |             | —               | —             |
| 動植物性残さ                         | —        | —                          |             | —               | —             |
| ゴムくず                           | —        | —                          |             | —               | —             |
| 金属くず                           | —        | ○                          |             | ○               | —             |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず          | —        | ○                          |             | ○               | —             |
| 銲さい                            | —        | ○                          |             | —               | —             |
| がれき類                           | —        | ○                          |             | —               | —             |
| ばいじん                           | —        | ○                          |             | —               | ○             |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 昭和62年（1987年）11月20日付けで新規許可

- (2) 平成5年(1993年)11月20日付けで更新許可
- (3) 平成10年(1998年)11月17日付けで更新許可
- (4) 平成15年(2003年)12月4日付けで更新許可
- (5) 平成20年(2008年)12月5日付けで更新許可
- (6) 平成26年(2014年)2月14日付けで更新許可
- (7) 平成31年(2019年)1月8日付けで更新許可
- (8) 令和5年(2023年)11月22日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

禁複写

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏名 株式会社矢敷環境保全

代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞

許可の年月日 令和4年11月17日

許可の有効年月日 令和9年11月16日



禁複写

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

## 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、ガラスくず等（廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、鉋さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 平成9年11月17日  | 産業廃棄物収集運搬業許可        |
| 平成14年11月7日  | 変更届（運搬施設）           |
| 平成14年11月17日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可      |
| 平成16年12月21日 | 変更届（所在地、事務所）        |
| 平成19年10月16日 | 変更届（役員、運搬施設、株主、事業場） |
| 平成19年11月17日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可      |
| 平成24年11月1日  | 変更届（運搬施設、事業場）       |
| 平成24年11月17日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可      |
| 平成26年4月2日   | 変更届（運搬施設）           |
| 平成27年6月10日  | 変更届（役員）             |
| 平成28年9月29日  | 変更届（運搬施設）           |
| 平成29年11月17日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可      |
| 平成29年11月30日 | 変更届（運搬施設）           |
| 平成30年2月19日  | 変更届（運搬施設）           |
| 平成31年2月12日  | 変更届（運搬施設）           |
| 令和元年5月7日    | 変更届（運搬施設）           |
| 令和2年8月18日   | 変更届（運搬施設）           |
| 令和2年9月28日   | 変更届                 |

**禁複写**

裏面

|            |                |
|------------|----------------|
| 令和3年4月9日   | 変更届(運搬施設)      |
| 令和3年10月4日  | 変更届(運搬施設)      |
| 令和4年1月4日   | 変更届(運搬施設)      |
| 令和4年8月5日   | 変更届(役員)        |
| 令和4年11月11日 | 変更届(運搬施設)      |
| 令和4年11月17日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可 |

5. 積替え許可の有無 有・**無** 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
無

許可番号 第04504002439号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社 矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男  
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



許可の年月日 令和4年2月1日

許可の有効年月日 令和9年1月31日

禁複写

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

燃え殻（※3）、汚泥（※2、※3）、廃油（※2）、廃酸（※2、※3）、  
廃アルカリ（※2、※3）、廃プラスチック類（※1、※2）、紙くず、木くず、  
繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（※2）、金属くず（※2）、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶磁器くず（※1、※2）、鉱さい（※3）、がれき類  
（※1）、ばいじん（※3） 以上16種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物  
であるものを除く。以下余白

- ※1 石綿含有産業廃棄物を含む。  
※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む。  
※3 水銀含有ばいじん等を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え保管の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

(裏面)

| 許可更新年月日<br>変更許可年月日<br>及び許可番号 | 許可の更新、変更事項等  |
|------------------------------|--------------|
| 平成24年2月1日<br>第04504002439号   | 新規許可         |
| 平成29年2月1日<br>第04504002439号   | 更新許可         |
| 令和4年2月1日<br>第04504002439号    | 更新許可<br>以下余白 |

禁複写

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 長崎県大村市富の原二丁目921番地

電話番号：0957-55-5333

[事業所] 長崎県大村市富の原二丁目921番地

電話番号：0957-55-5333

2 特記事項

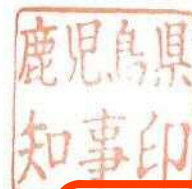
- ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。
- ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム (<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>) で情報提供を行っている。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
氏 名 株式会社矢敷環境保全  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 矢敷和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 3年 7月 3日  
許可の有効年月日 令和 8年 7月 2日

禁複写

## 1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

- 3 許可の条件

なし

- 4 許可の更新又は変更の状況

|      |             |                                               |
|------|-------------|-----------------------------------------------|
| 更新許可 | 平成8年7月3日    |                                               |
| 更新許可 | 平成13年7月3日   |                                               |
| 変更届出 | 平成16年12月22日 | 法人の住所を「長崎県長崎市赤迫三丁目2番20号」から「長崎県大村市富の原二丁目921番地」 |
| 更新許可 | 平成18年7月3日   |                                               |
| 更新許可 | 平成23年7月3日   |                                               |
| 更新許可 | 平成28年7月3日   |                                               |



|      |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変更届出 | 平成29年12月 1 日   | 取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃油」を「廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「鉍さい」を「鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更 |
| 更新許可 | 令和 3 年 7 月 3 日 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |



- 5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・☒無
- 6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無



許可番号 第03500002439号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
氏 名 株式会社矢敷環境保全  
代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日

令和 6 年 1 月 16 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 11 年 1 月 15 日

禁複写

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。）・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 1 月 16 日 更新許可

#### 5. 積替え許可の有無

無

#### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 04220002439

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
氏 名 株式会社矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 4年 2月28日  
許可の有効年月日 令和 9年11月 4日

禁複写

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

| 処分の方法                | 産業廃棄物の種類                                                                                                 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 焼 却              | ①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦動植物性残さ、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。）<br>以上10種類 |
| (2) 中 和              | 廃酸、廃アルカリ<br>以上2種類                                                                                        |
| (3) 乾 燥              | 汚泥（下水汚泥を除く。）、廃油<br>以上2種類                                                                                 |
| (4) 破 碎<br>(移動式を含む。) | ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類<br>以上8種類                              |

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 廃プラスチック類等の焼却施設 (㈱環境エネルギー開発製)

|           |                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原二丁目921番地                                          |
| 設 置 年 月 日 | 平成3年4月1日                                                   |
| 処 理 能 力   | ①：0.3t/日(8時間)、②：1.58t/日(8時間)、③：1.6t/日(8時間)、④～⑩：1.6t/日(8時間) |
| 設置届出受付年月日 | 平成3年3月5日                                                   |

(2) 廃酸、廃アルカリの中和施設 (㈱環境衛生科学研究所製)

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原二丁目921番地        |
| 設 置 年 月 日 | 平成3年3月7日                 |
| 処 理 能 力   | 24m <sup>3</sup> /日(8時間) |

(3) 廃アルカリの中和施設 (㈱環境衛生科学研究所製)

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原二丁目921番地       |
| 設 置 年 月 日 | 平成10年4月21日              |
| 処 理 能 力   | 8m <sup>3</sup> /日(8時間) |

## (4) 汚泥等の乾燥施設 (ロータリーキルン乾燥炉)

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 設置場所  | 長崎県大村市富の原二丁目921番地         |
| 設置年月日 | 平成3年3月7日                  |
| 処理能力  | 9.6m <sup>3</sup> /日(8時間) |

## (5) 廃プラスチック類等の破砕施設 (移動式を含む。)

(株)小松製作所製 自走式破砕機 ガラパゴス BR200S)

|          |                                                                                           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置(保管)場所 | 長崎県大村市富の原二丁目921番地                                                                         |
| 設置年月日    | 平成9年5月23日<br>(固定式追加に係る設置年月日:平成24年2月14日)                                                   |
| 処理能力     | ①:8t/日、②:5.2t/日、③:16t/日、④:3.1t/日、<br>⑤:18.7t/日、⑥:56t/日、⑦:120t/日、<br>⑧:120t/日(いずれも1日8時間稼動) |
| 許可年月日    | 平成9年4月4日<br>(固定式追加に係る変更許可年月日:平成23年12月7日)                                                  |
| 許可番号     | 421053032                                                                                 |

## (6) 廃プラスチック類等の破砕施設 (移動式を含む。)(ARJES 製 IMPAKTOR250 evo II)

|          |                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置(保管)場所 | 長崎県大村市富の原二丁目927番1                                                                                        |
| 設置年月日    | 令和6年5月16日                                                                                                |
| 処理能力     | ①:64.8t/日、②:36.8t/日、③:101.6t/日、<br>④:20.0t/日、⑤:57.5t/日、⑥:208.0t/日、<br>⑦:220.8t/日、⑧:272.0t/日(いずれも1日8時間稼動) |
| 許可年月日    | 令和6年4月22日                                                                                                |
| 許可番号     | 420053281                                                                                                |

## 3. 許可の条件

|                |        |                                       |
|----------------|--------|---------------------------------------|
| 移動式破砕<br>に係る条件 | 稼動日    | 平日に限る。                                |
|                | 稼動時間   | 午前9時から午後5時までに限る。                      |
|                | 稼動場所   | 処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。                |
|                | 騒音防止措置 | 隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。 |

(第3面につづく)

## 4. 許可の更新又は変更の状況

|             |                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 昭和62年11月5日  | 産業廃棄物処分業新規許可                                    |
| 平成5年11月5日   | 産業廃棄物処分業更新許可                                    |
| 平成8年9月5日    | 産業廃棄物処分業変更許可（処分の方法（乾燥）の追加）                      |
| 平成9年9月16日   | 産業廃棄物処分業変更許可（移動式破碎の追加）                          |
| 平成10年11月5日  | 産業廃棄物処分業更新許可                                    |
| 平成15年11月5日  | 産業廃棄物処分業更新許可                                    |
| 平成16年11月2日  | 産業廃棄物処分業変更許可（処分の方法（選別）の追加）                      |
| 平成18年1月4日   | 市町村合併に伴い琴海町における焼却施設、中和施設及び最終処分場に係る許可を長崎市へ移管     |
| 平成19年12月5日  | 産業廃棄物処分業変更届出（汚泥の乾燥施設のうち1施設廃止）                   |
| 平成20年10月27日 | 産業廃棄物処分業変更届出（破碎施設（移動式）のうち1施設廃止）                 |
| 平成20年11月5日  | 産業廃棄物処分業更新許可                                    |
| 平成24年3月2日   | 産業廃棄物処分業変更届出（破碎施設（移動式）の固定式使用の追加）                |
| 平成25年1月22日  | 産業廃棄物処分業変更許可（焼却品目（汚泥、金属くず、ガラスくず等）及び乾燥品目（廃油）の追加） |
| 平成25年7月19日  | 産業廃棄物処分業変更届出（破碎施設（固定式）1施設の廃止、処分の方法（選別）の廃止）      |
| 平成25年11月5日  | 産業廃棄物処分業更新許可                                    |
| 令和2年11月5日   | 産業廃棄物処分業更新許可                                    |
| 令和4年2月28日   | 産業廃棄物処分業変更許可（破碎品目（紙くず、繊維くず、ゴムくず）の追加）            |
| 令和6年6月14日   | 産業廃棄物処分業変更届出（廃プラスチック類等の破碎施設の追加）                 |
| 令和6年7月22日   | 記載内容の修正による書換交付                                  |

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
氏 名 株式会社 矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

許 可 の 年 月 日 令和 5年11月 5日  
許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年11月 4日



1. 事 業 の 範 囲  
事 業 の 区 分 産業廃棄物処分業（中間処理）

| 処分の方法 | 産 業 廃 棄 物 の 種 類                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 焼 却   | 汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、<br>ゴムくず（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん<br>等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）<br>以上9種類 |
| 中 和   | 廃酸、廃アルカリ（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有<br>ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）<br>以上2種類                                          |
| 破 碎   | 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、<br>がれき類（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃<br>棄物であるものを除く。）<br>以上5種類            |

2. 事業の用に供するすべての施設

| 施設の種類                          | 設置場所（駐機場）                 | 設置年月日     | 処理能力                           | 許可年月日                  |
|--------------------------------|---------------------------|-----------|--------------------------------|------------------------|
|                                |                           |           |                                | 許可番号                   |
| 焼却施設（定置式）<br>（富士炉材㈱製 台車式焼却炉）   | 長崎市琴海戸根町<br>2949 番地 1     | S59.12.22 | 2.4 t / 日<br>（8 時間）            | S59.12.22<br>（使用届出受付日） |
| 中和施設（定置式）<br>（㈱三浦工業所製）         | 長崎市琴海戸根町<br>2949 番地 1     | S62.6.1   | 8 m <sup>3</sup> / 日<br>（8 時間） | —                      |
| 破碎施設（移動式）<br>（コマツ ガラパゴスBR200S） | 長崎県大村市富の原<br>2 丁目 929 - 1 | H9.5.28   | 8 t / 日<br>（8 時間）              | H9.4.4<br>420007032    |

3. 許 可 の 条 件  
移動式破碎に係る条件  
稼働日 祝日を除く月曜から土曜日に限る。  
稼働時間 午前9時から午後5時までに限る。  
稼働場所 長崎市内の排出事業場内に限る。  
騒音防止措置 隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況
- |             |           |             |                |
|-------------|-----------|-------------|----------------|
| 昭和62年11月 5日 | 新規許可      | 平成 5年11月 5日 | 更新許可           |
| 平成 9年 9月16日 | 変更許可      | 平成10年11月 5日 | 更新許可           |
| 平成15年11月 5日 | 更新許可      | 平成16年11月 2日 | 変更許可           |
| 平成18年 1月 4日 | 合併により事務移管 | 平成20年11月 5日 | 更新許可           |
| 平成25年11月 5日 | 更新許可      | 平成29年11月15日 | 変更届出（最終処分業の廃止） |
| 平成30年11月 5日 | 更新許可      | 令和 5年11月 5日 | 更新許可           |

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾

許可の年月日

令和 5年 7月15日

許可の有効年月日

令和10年 7月14日



禁複写

## 1. 事業の範囲

## 廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン  
のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

## 廃酸

（ $\text{pH}2.0$ 以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

## 廃アルカリ

（ $\text{pH}12.5$ 以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

## 感染性産業廃棄物

## 廃石綿等

## ばいじん

（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

（裏面へつづく）

## 燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

## 汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン)のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上8種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

|          |             |                                |
|----------|-------------|--------------------------------|
| 平成 5 年   | 7 月 1 5 日   | 新規許可                           |
| 平成 8 年   | 1 0 月 2 2 日 | 変更許可                           |
| 平成 1 0 年 | 7 月 1 5 日   | 更新許可                           |
| 平成 1 5 年 | 7 月 1 5 日   | 更新許可                           |
| 平成 1 8 年 | 1 月 4 日     | 市町村合併に伴い「積替え保管」に係る一部の許可を長崎市に移管 |
| 平成 2 0 年 | 7 月 1 5 日   | 更新許可                           |
| 平成 2 2 年 | 1 1 月 3 0 日 | 変更許可                           |
| 平成 2 5 年 | 7 月 1 5 日   | 更新許可                           |
| 平成 2 5 年 | 8 月 8 日     | 変更許可                           |
| 平成 3 0 年 | 7 月 1 5 日   | 更新許可                           |

## 5. 積替え許可の有無 有

長崎市 許可番号 0 7 9 6 2 0 0 2 4 3 9

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社 矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

許 可 の 年 月 日 令和 5年 6月28日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年 6月27日

禁複写

## 1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

- 汚 泥 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃 油 揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃 酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀及びその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

感染性産業廃棄物、廃石綿等 以上6種類（積替え、保管行為を含む。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

| 所在地          | 長崎市琴海戸根町2949番地1           |                  |                          |       |                                                              |
|--------------|---------------------------|------------------|--------------------------|-------|--------------------------------------------------------------|
| 特別管理産業廃棄物の種類 | 保管上限<br>(m <sup>3</sup> ) | 最大積み上げ<br>高さ (m) | 面 積<br>(m <sup>2</sup> ) | 保管方法  | 備考                                                           |
| 汚 泥          | 1.0                       | —                | 2.075                    | 屋内・容器 | 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。                    |
| 廃 酸          | 1.0                       | —                | 2.075                    | 屋内・容器 | 特定有害産業廃棄物のうち、水銀及びその化合物、有機燐化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。 |
| 廃アルカリ        | 1.0                       | —                | 2.075                    | 屋内・容器 | 特定有害産業廃棄物のうち、水銀及びその化合物、有機燐化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。 |

## 3. 許 可 の 条 件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

|             |      |             |      |
|-------------|------|-------------|------|
| 平成 5年 6月28日 | 新規許可 | 令和 5年 6月28日 | 更新許可 |
| 平成10年 6月28日 | 更新許可 |             |      |
| 平成15年 6月28日 | 更新許可 |             |      |
| 平成20年 6月28日 | 更新許可 |             |      |
| 平成25年 6月28日 | 更新許可 |             |      |
| 平成30年 6月28日 | 更新許可 |             |      |

## 5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第04355002439号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
株式会社矢敷環境保全  
代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



禁複写

許可の年月日 令和5年（2023年）10月17日

許可の有効年月日 令和10年（2028年）9月29日

## 1. 事業の範囲

| 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照） | （特記事項） |  | 積替<br>保管 |
|-----------------------------------------|--------|--|----------|
|                                         |        |  |          |
| 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）                       | —      |  | —        |
| 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）                   | —      |  | —        |
| 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）               | —      |  | —        |
| 感染性産業廃棄物                                | —      |  | —        |
| 廃石綿等                                    | —      |  | —        |
| 銹さい（特定有害産業廃棄物であるもの）                     | —      |  | —        |
| ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）                    | —      |  | —        |
| 燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの）                     | —      |  | —        |
| 汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）                      | —      |  | —        |
| 廃油（特定有害産業廃棄物であるもの）                      | —      |  | —        |
| 廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの）                      | —      |  | —        |
| 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの）                   | —      |  | —        |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成5年（1993年）9月30日付けで新規許可
- (2) 平成10年（1998年）9月21日付けで更新許可

- (3) 平成15年(2003年)10月21日付けで更新許可  
 (4) 平成20年(2008年)11月6日付けで更新許可  
 (5) 平成25年(2013年)6月17日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「廃石綿等」及び特定有害産業廃棄物の種類を追加。)  
 (6) 平成25年(2013年)9月26日付けの変更届出により一部事業の廃止(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「鉱さい」の特定有害産業廃棄物の種類を一部削除。)  
 (7) 平成25年(2013年)11月29日付けで更新許可  
 (8) 平成30年(2018年)11月6日付けで更新許可  
 (9) 令和5年(2023年)10月17日付けで更新許可

禁複写

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

(別表)

| 特定有害産業廃棄物の種類<br>有害物質 | 鉱さい | ばいじん | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ |
|----------------------|-----|------|-----|----|----|----|-------|
| アルキル水銀化合物            | —   | ○    | —   | ○  | —  | ○  | ○     |
| 水銀又はその化合物            | —   | ○    | —   | ○  | —  | ○  | ○     |
| カドミウム又はその化合物         | ○   | ○    | ○   | ○  | —  | ○  | ○     |
| 鉛又はその化合物             | ○   | ○    | ○   | ○  | —  | ○  | ○     |
| 有機燐化合物               | —   | —    | —   | ○  | —  | ○  | ○     |
| 六価クロム化合物             | ○   | ○    | ○   | ○  | —  | ○  | ○     |
| 砒素又はその化合物            | ○   | ○    | ○   | ○  | —  | ○  | ○     |
| シアン化合物               | —   | —    | —   | ○  | —  | ○  | ○     |
| トリクロロエチレン            | —   | —    | —   | ○  | ○  | ○  | ○     |
| テトラクロロエチレン           | —   | —    | —   | ○  | ○  | ○  | ○     |
| ジクロロメタン              | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| 四塩化炭素                | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| 1, 2-ジクロロエタン         | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| 1, 1-ジクロロエチレン        | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン     | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン     | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン     | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| 1, 3-ジクロロプロペン        | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| チウラム                 | —   | —    | —   | —  | —  | —  | —     |
| シマジン                 | —   | —    | —   | —  | —  | —  | —     |
| チオベンカルブ              | —   | —    | —   | —  | —  | —  | —     |
| ベンゼン                 | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| セレン又はその化合物           | ○   | ○    | ○   | ○  | —  | ○  | ○     |
| 1, 4-ジオキサン           | —   | —    | —   | ○  | ○  | —  | —     |
| ダイオキシン類              | —   | —    | —   | —  | —  | —  | —     |

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目9-21番地  
氏 名 株式会社矢敷環境保全  
代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5 年 8 月 24 日

許可の有効年月日 令和 10 年 8 月 23 日

禁複写

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか（別紙に記載のと。）

裏面のとおり。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 8月24日 更新許可

平成15年 8月24日 更新許可

平成20年 8月24日 更新許可

平成24年 1月 5日 変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥）の限定の変更

平成25年 8月21日 変更届出により取扱品目（鉍さい）の限定の変更及び取扱品目（感染性産業廃棄物）の廃止

平成25年 8月24日 更新許可

平成30年 8月24日 更新許可

令和 5年 8月24日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無  
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

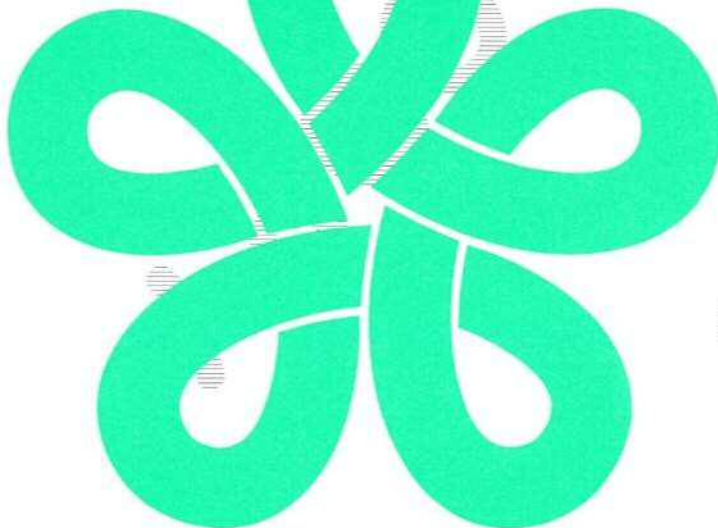
廃石綿等

ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上8品目 以下余白



## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社矢敷環境保全  
代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和 5年（2023年）9月29日  
許可の有効年月日 令和10年（2028年）9月28日

禁複写

## 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

- 汚 泥（水銀又はその化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 感染性産業廃棄物  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和5年9月29日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無  
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  
有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。  
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
氏 名 株式会社矢敷環境保全  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 矢敷和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年7月6日  
許可の有効年月日 令和10年7月5日

禁複写

1 事業の範囲  
別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）  
なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況

|      |             |                                               |
|------|-------------|-----------------------------------------------|
| 更新許可 | 平成10年7月6日   |                                               |
| 更新許可 | 平成15年7月6日   |                                               |
| 変更届出 | 平成16年12月22日 | 住所を「長崎県長崎市赤迫3丁目2番20号」から「長崎県大村市富の原二丁目921番地」に変更 |
| 更新許可 | 平成20年7月6日   |                                               |
| 更新許可 | 平成25年7月6日   |                                               |
| 更新許可 | 平成30年7月6日   |                                               |
| 更新許可 | 令和5年7月6日    |                                               |

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

鹿児島県

(別表)

禁複写

| 事業の範囲               |                                                                                                                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収集及び運搬（積替え又は保管を除く。） |                                                                                                                 |
| 取り扱う産業廃棄物の種類        |                                                                                                                 |
| 廃油                  | 揮発油類，灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。<br>トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン                                                  |
| 廃酸                  | 水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。<br>水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，シアン化合物  |
| 廃アルカリ               | 水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。<br>水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，シアン化合物 |
| 汚泥                  | 次のものを含むことのみにより有害なものに限る。<br>水銀又はその化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン                                                       |
| 感染性産業廃棄物            |                                                                                                                 |
| 廃石綿等                |                                                                                                                 |

県印

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏名 株式会社矢敷環境保全

代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞

許可の年月日 令和4年12月28日

許可の有効年月日 令和9年12月27日

禁複写

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

## 特別管理産業廃棄物の種類

## 廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

## 廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

## 廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

## 鉍さい

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

## 燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

## ばいじん

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

## 汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上7種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る)

積替え又は保管行為を含まない。

### 3. 許可の条件

なし

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 平成24年12月28日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可   |
| 平成26年4月2日   | 変更届(運搬施設)          |
| 平成27年6月10日  | 変更届(役員)            |
| 平成28年9月29日  | 変更届(運搬施設)          |
| 平成29年11月30日 | 変更届(運搬施設)          |
| 平成29年12月28日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 平成30年2月19日  | 変更届(運搬施設)          |
| 平成31年2月12日  | 変更届(運搬施設)          |
| 令和元年5月7日    | 変更届(運搬施設)          |
| 令和2年8月18日   | 変更届(運搬施設)          |
| 令和2年9月28日   | 変更届                |
| 令和3年4月9日    | 変更届(運搬施設)          |
| 令和3年10月4日   | 変更届(運搬施設)          |
| 令和4年1月4日    | 変更届(運搬施設)          |
| 令和4年8月5日    | 変更届(役員)            |
| 令和4年12月19日  | 変更届(運搬施設)          |
| 令和4年12月28日  | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |

## 5. 積替え許可の有無

市名

有・☒無許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地  
氏 名 株式会社矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾

許可の年月日 令和 5年 7月27日  
許可の有効年月日 令和10年 7月26日

禁複写

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理  
産業廃棄物の種類

| 処分の方法       | 産業廃棄物の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 焼 却     | ①汚泥（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）<br>②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、または特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）<br>③感染性産業廃棄物<br>以上3種類 |
| (2) 中和・酸化還元 | ・廃酸（pH2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）<br>・廃アルカリ（pH12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）<br>以上2種類                                                                                                                                                                                                                           |

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 汚泥等の焼却施設（㈱環境エネルギー開発製）

|           |                                               |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原二丁目921番地                             |
| 設 置 年 月 日 | 平成3年4月1日                                      |
| 処 理 能 力   | ①：0.3t/日（8時間）、②1.58t/日（8時間）、<br>③：1.6t/日（8時間） |
| 設置届出受付年月日 | 平成3年3月5日                                      |

(2) 廃酸・廃アルカリの中和施設（㈱環境衛生科学研究所製）

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原二丁目921番地        |
| 設 置 年 月 日 | 平成3年3月7日                 |
| 処 理 能 力   | 24m <sup>3</sup> /日（8時間） |

（裏面へ続く。）

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

|            |           |                                      |                                    |
|------------|-----------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 平成 5 年     | 7 月 2 7 日 | 特別管理産業廃棄物処分業新規許可                     |                                    |
| 平成 1 0 年   | 7 月 2 7 日 | 特別管理産業廃棄物処分業更新許可                     |                                    |
| 平成 1 5 年   | 7 月 2 7 日 | 特別管理産業廃棄物処分業更新許可                     |                                    |
| 平成 1 8 年   | 1 月 4 日   | 市町村合併に伴い琴海町における焼却施設、中和施設に係る許可を長崎市へ移管 |                                    |
| 平成 2 0 年   | 7 月 2 7 日 | 特別管理産業廃棄物処分業更新許可                     |                                    |
| 平成 2 0 年 1 | 2 月 2 日   | 特別管理産業廃棄物処分業変更届出                     | (焼却施設の構造変更)                        |
| 平成 2 3 年   | 4 月 2 5 日 | 特別管理産業廃棄物処分業変更許可                     | (汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリに含まれる有害物質を追加)      |
| 平成 2 5 年   | 7 月 2 5 日 | 特別管理産業廃棄物処分業変更許可                     | (汚泥及び廃油に含まれる有害物質 (1, 4-ジオキサン) を追加) |
| 平成 2 5 年   | 7 月 2 7 日 | 特別管理産業廃棄物処分業更新許可                     |                                    |
| 平成 3 0 年   | 7 月 2 7 日 | 特別管理産業廃棄物処分業更新許可                     |                                    |
| 令和 5 年     | 5 月 2 4 日 | 特別管理産業廃棄物処分業変更届出                     | (処理能力の変更)                          |

## 5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社 矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長 鈴木 史 朗

許 可 の 年 月 日 令和 5年7月27日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年7月26日



禁複写

1. 事業の範囲

事業の区分 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

（特別管理産業廃棄物の種類）

中間処理（焼却）

- ・ 廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚 泥 （トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 感染性産業廃棄物

以上3種類

中間処理（中和・酸化還元）

- ・ 廃 酸 （pH2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ （pH12.5以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

| 施設の種類                  | 設置場所                | 設置年月日     | 処理能力                        | 許可年月日                     |
|------------------------|---------------------|-----------|-----------------------------|---------------------------|
|                        |                     |           |                             | 許可番号                      |
| 焼却施設（富士炉材㈱製<br>台車式焼却炉） | 長崎市琴海戸根町<br>2949番地1 | S59.12.22 | 2.4t/日<br>(8時間)             | S59.12.22<br>(設置届出受理書交付日) |
| 中和施設<br>(株三浦工業所製)      | 長崎市琴海戸根町<br>2949番地1 | S62.6.1   | 8m <sup>3</sup> /日<br>(8時間) | —                         |

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

|             |      |             |                  |
|-------------|------|-------------|------------------|
| 平成 5年 7月27日 | 新規許可 | 平成10年 7月27日 | 更新許可             |
| 平成15年 7月27日 | 更新許可 | 平成18年 1月 4日 | 琴海町合併により長崎市に事務移管 |
| 平成20年 7月27日 | 更新許可 | 平成25年 7月27日 | 更新許可             |
| 平成30年 7月27日 | 更新許可 | 令和 5年 7月27日 | 更新許可             |

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県長崎市琴海戸根町2949番地1

氏 名 株式会社ヤシキ・トリニケンス 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾

許可の年月日

令和6年9月10日

許可の有効年月日

令和11年9月9日



禁複写

## 1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

| 処分の方法    | 産業廃棄物の種類                                                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 破 砕  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(以上3種類は廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。)<br>以上3種類             |
| (2) 水銀蒸留 | 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(以上4種類は廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプを破砕処理したものに限る。)<br>以上4種類 |

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)  
(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 【休止中】 廃蛍光灯等の破砕施設 (トリニケンス社製 エンドカットマシーン)

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原2丁目921番地 |
| 設 置 年 月 日 | 平成11年3月12日        |
| 処 理 能 力   | 1.9t/日(8時間)       |

(2) 廃蛍光灯等の破砕施設 (①破砕機:トリニケンス社製 クラッシャー  
②ふるい機:近畿工業㈱製 KUS型  
③造粒機:㈱御池鐵工所製 SINCRO525C)

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原2丁目921番地                |
| 設 置 年 月 日 | ①平成11年3月12日、②③平成22年3月23日         |
| 処 理 能 力   | ①1.9t/日、②2.2t/日、③2.0t/日(いずれも8時間) |

(3) 【休止中】 水銀蒸留施設 (トリニケンス社製)

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 設 置 場 所   | 長崎県大村市富の原2丁目921番地         |
| 設 置 年 月 日 | 平成11年3月12日                |
| 処 理 能 力   | 0.1m <sup>3</sup> /日(8時間) |

(裏面につづく)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

|       |       |                                      |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 平成11年 | 9月10日 | 産業廃棄物処分業新規許可                         |
| 平成16年 | 9月10日 | 産業廃棄物処分業更新許可                         |
| 平成21年 | 9月10日 | 産業廃棄物処分業更新許可                         |
| 平成22年 | 3月23日 | 産業廃棄物処分業変更届出（ふるい機、造粒機の追加）            |
| 平成26年 | 9月10日 | 産業廃棄物処分業更新許可                         |
| 令和元年  | 9月10日 | 産業廃棄物処分業更新許可                         |
| 令和6年  | 7月10日 | 産業廃棄物処分業変更届出（廃蛍光ランプ等の破碎施設、水銀蒸留施設の休止） |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市琴海戸根町2949番地1

氏 名 株式会社ヤシキ・トリニケンス 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道

許可の年月日

令和 3年 6月15日

許可の有効年月日

令和 8年 6月14日



禁複写

## 1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、  
ばいじん、13号廃棄物

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上20種類（積替え・保管行為を含まない。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 6月15日 新規許可

平成28年 6月15日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市琴海戸根町2949番地1

氏 名 株式会社ヤシキ・トリニケンス 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道

許可の年月日 令和 3年 6月17日

許可の有効年月日 令和 8年 6月16日



禁複写

1. 事業の範囲

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸

（pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ

（pH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃水銀等

（裏面へつづく）

鉱さい

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ばいじん

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上10種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 平成23年 | 6月17日 | 新規許可 |
| 平成28年 | 6月17日 | 更新許可 |
| 平成28年 | 8月17日 | 変更許可 |

5. 積替え許可の有無                      無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無                      無

受 理 書

59 環 対 第 390 号

昭和59年12月22日

矢 敷 金 属 産 業

代表 矢 敷 和 男 殿



禁複写

長 崎 県 知 事      高 田   勇   ！

昭和59年10月30日付けで届出のあった産業廃棄物処理施設設置（変更）届を受理しました。

|               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 施 設 の 種 類     | 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 焼 却 施 設         |
| 設 置 場 所       | 琴 海 町 戸 根 郷 字 下 山 2 - 9 4 9 の 1 |
| 施 設 の 変 更 内 容 | _____                           |

# 受 理 書

3大保衛第164号

平成3年3月 7日

株式会社矢数環境保全

代表取締役 矢 数 和 男 殿

大村保健所長 竹下美智子

長崎県  
大村保健所  
大村保健所

禁複写

平成3年 3月 5日付けで届出のあった産業廃棄物処理施設設置 ~~変更~~ 届を  
受理しました。

|           |                |
|-----------|----------------|
| 施 設 の 種 類 | 廃プラスチック類の焼却施設  |
| 設 置 場 所   | 大村市富の原2丁目921番地 |
| 施設の変更内容   |                |

# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和4年2月28日

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、  
変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



禁複写

|                                  |                                                                                                                                                                                                                             |      |           |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 許可の年月日                           | 平成9年4月4日                                                                                                                                                                                                                    | 許可番号 | 421053032 |
| 施設の種類<br>及び処理する<br>産業廃棄物の種類      | 施設の種類 廃プラスチック類等の破砕施設（移動式を含む。）<br>（㈱小松製作所製 自走式破砕機 BR200S）<br>廃棄物の種類 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、<br>⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず<br>及び陶磁器くず、⑧がれき類 以上8種類<br>（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）<br>（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。） |      |           |
| 設置場所                             | 長崎県大村市富の原二丁目921番地                                                                                                                                                                                                           |      |           |
| 処理能力                             | ①8t/日、②5.2t/日、③16t/日、④3.1t/日、<br>⑤18.7t/日、⑥56t/日、⑦120t/日、⑧120t/日<br>（いずれも1日8時間稼動）                                                                                                                                           |      |           |
| 許可の条件                            | （移動式破砕に係る許可の条件）<br>1. 稼動日 平日に限る。<br>2. 稼動時間 午前9時から午後5時までに限る。<br>3. 稼動場所 処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。<br>4. 騒音防止措置 隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となる<br>ような措置を講ずること。                                                                       |      |           |
| 規則第11条第8<br>項の規定による許<br>可証の提出の有無 | 有                                                                                                                                                                                                                           |      |           |
| 留意事項                             | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。<br>2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、<br>指示を受けること。<br>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。                                                                                                              |      |           |

禁複写

[許可の変更等の状況]

平成 9 年 4 月 4 日

産業廃棄物処理施設設置許可

平成 23 年 12 月 7 日

産業廃棄物処理施設変更許可  
(固定式処理の追加)

令和 3 年 5 月 6 日

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出  
(破砕品目(紙くず、繊維くず、ゴムくず)の追加、水銀使用製品  
産業廃棄物等の取扱の明記)

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成9年 5月 1日

住 所 長崎県長崎市赤迫3丁目2番20号

氏 名 株式会社 矢数環境保全 代表取締役 矢数和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長崎県知事 高田 勇



禁複写

|                             |                                                                                                                                                                        |      |           |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 許可の年月日                      | 平成 9年 5月 1日                                                                                                                                                            | 許可番号 | 420007033 |
| 施設の種類及び<br>処理する<br>産業廃棄物の種類 | 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設<br>廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず<br>及び陶磁器くず、建設廃材                                                                                                  |      |           |
| 設 置 場 所                     | 移動式 (車台番号 1027)                                                                                                                                                        |      |           |
| 処 理 能 力                     | 8 t/日                                                                                                                                                                  |      |           |
| 許 可 の 条 件                   |                                                                                                                                                                        |      |           |
| 留 意 事 項                     | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li><li>2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li><li>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。</li></ol> |      |           |

産業廃棄物処理施設設置許可証

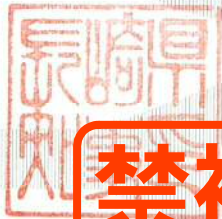
令和5年8月7日

住 所 長崎県大村市富の原二丁目921番地

氏 名 株式会社矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



禁複写

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                            |      |           |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 許可の年月日                           | 令和3年9月8日                                                                                                                                                                                                                                                                   | 許可番号 | 420053270 |
| 施設の種類<br>及び処理する<br>産業廃棄物の種類      | 施設の種類 廃プラスチック類等の破砕施設（移動式を含む。）<br>[アタッチメント] ウエダ産業㈱製 カッタープリンス CP-200<br>[ベースマシン] コベルコ建機㈱製 油圧ショベル SK200-10<br>廃棄物の種類 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、<br>⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず<br>及び陶磁器くず、⑧がれき類 以上8種類<br>（石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）<br>（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。） |      |           |
| 設置場所                             | 長崎県大村市富の原二丁目927番1                                                                                                                                                                                                                                                          |      |           |
| 処理能力                             | ①34.5t/日、②29.6t/日、③54.2t/日、<br>④11.8t/日、⑤51.2t/日、⑥111.3t/日、<br>⑦98.5t/日、⑧145.8t/日（いずれも1日8時間稼動）                                                                                                                                                                             |      |           |
| 許可の条件                            | （移動式破砕に係る許可の条件）<br>1. 稼動日 平日に限る。<br>2. 稼動時間 午前8時から午後5時までに限る。ただし、1日の<br>実稼動時間は8時間までとする。<br>3. 稼動場所 処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。<br>4. 騒音防止措置 隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となる<br>ような措置を講ずること。                                                                                            |      |           |
| 規則第11条第8<br>項の規定による許<br>可証の提出の有無 | 有                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |           |
| 留意事項                             | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。<br>2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、<br>指示を受けること。<br>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。                                                                                                                                                             |      |           |

[許可の変更等の状況]

禁複写

令和 3 年 9 月 8 日

産業廃棄物処理施設設置許可

令和 3 年 10 月 8 日

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出  
(ベースマシンの入替)

令和 5 年 3 月 17 日

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出  
(ベースマシンの入替)